

簡易公募型に準じたプロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 北部国道事務所長 照屋 正史

平成26年6月25日

1. 業務概要

(1) 業務名 平成26年度中部地域道路計画検討業務(電子入札対象案件)

(2) 業務の目的

本業務は、沖縄本島中部地域について、地域の状況及び道路・交通課題の整理を行うとともに中部地域の道路網整備計画における必要な対策方針の検討を行うものである。

(3) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

| | |
|-----------------|----|
| ・資料収集・現状整理 | 1式 |
| ・地域の将来計画整理 | 1式 |
| ・地域及び道路・交通の課題整理 | 1式 |
| ・対応方針の検討 | 1式 |
| ・交通量推計 | 1式 |
| ・報告書作成 | 1式 |

本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

「中部地域の道路網整備計画における必要な対策方針の検討について」

(4) 履行期間 契約締結の翌日～平成27年2月27日

(5) 本業務は資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(6) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

2) 沖縄総合事務局における平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている、又は申請中であるこ

と。

- 3) 参加表明書の提出期限日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から土木関係建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）ではないこと。
- 5) 別途発注済の「平成26年度北部国道事務所改築関係資料整理（その2）業務」の受託者（一般社団法人沖縄しまたて協会）と資本若しくは人事面（出向元および派遣元を含む）において関連がないものであること。

(2) 設計共同体

- 1) 2. (1) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年6月25日付け内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から平成26年度中部地域道路計画検討業務に係る設計共同体としての競争参加資格者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。
- 2) 各構成員は実施する分担業務に応じて1名以上の担当技術者を配置できること。また、代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置するものとする。
- 3) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(3) 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案者の提出者が6者以上となった場合は、下記の基準に基づいて上位5者を選定する。

(1) 専門分野別の技術部門登録の状況

- (2) 同種業務の実績、業務成績、業務表彰経験の有無、事故及び不誠実な行為
- (3) 配置予定技術者の資格、同種業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、優秀技術者表彰経験の有無、手持ち業務の状況、業務実施体制

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術職員の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、優秀技術者表彰経験の有無
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性
- (3) 評価テーマに対する技術提案
- (4) 見積の妥当性

5. 手続等

(1) 担当部局

〒 905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号
沖縄総合事務局 北部国道事務所 総務課 契約係
電 話：0980-52-4350
F A X：0980-52-1131

(2) 業務説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成26年6月25日（水）から平成26年7月30日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時15分まで。

交付場所：電子入札システムより交付する。

やむを得ない事由により、電子入札システムによる入手ができない参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等）を上記5.（1）に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記5.（1）にその旨連絡すること。持参による場合は、上記5.（1）に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記5.（1）に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成26年7月3日（木）17時15分まで。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、平成26年7月3日（木）17時15分までに上記5.（1）に必着とする。

提出場所：上記5.（1）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙による場合（記録媒体（CD-R等）での提出も可）は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成26年7月31日（木）17時15分まで。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、平成26年7月31日（木）17時15分までに上記5.（1）に必着とする。

提出場所：上記5.（1）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙による場合（記録媒体（CD-R等）での提出も可）は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）。

(5) 技術提案書の特定予定

技術提案書の特定予定日：平成26年8月27日（水）

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5.（1）に同じ。

(6) 2.（1） 2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は2.（2）に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も5.（3）により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(7) 詳細は業務説明書による。